

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	R 7 道の駅たるみず及び道の駅たるみずはまびら浄化槽維持管理業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 平 田 遼 鹿児島県肝属郡肝付町新富 1 0 1 3 - 1
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契約の相手方の 氏名及び住所	株式会社垂水巡回衛生社 鹿児島県垂水市田神 2 2 4 8
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 2 , 4 0 5 , 0 4 0 -
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 2 , 4 3 1 , 0 0 0 -
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

- 1,業務名 : R 7 道の駅たるみず及び道の駅たるみずはまびら
浄化槽維持管理業務
- 2,履行場所 : 鹿児島県垂水市牛根麓 1038-1、鹿児島県垂水市浜平字中村 2035-3
- 3,随意契約の相手方 : (名称) ㈱垂水巡回衛生社
(住所) 鹿児島県垂水市田神 2137
(電話) 0994-32-0334
- 4, 随意契約適用法令 : 会計法第 29 条の 3 第 4 項及び
予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号
- 5, 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
- 1) 当該業務の目的
本業務は、浄化槽法第 8 条、9 条及び 10 条に基づく道の駅たるみず及び道の駅たるみずはまびらの浄化槽の保守点検・清掃を行うものである。
- 2) 当該業務の内容
本業務箇所である「道の駅たるみず」、「道の駅たるみずはまびら」は、垂水市と道路管理者が一体となって整備し開駅したもので、維持管理については、垂水市と締結した管理協定書に基づき、道路管理者により浄化槽の維持管理・清掃を行うものである。
- 3) 随意契約に付する理由
本業務の遂行にあたっては、浄化槽法第 10 条の 3 及び鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例第 4 条第 1 項の規定により浄化槽保守点検業者として登録され、自治体から一般廃棄物処理業（し尿・汚泥）の許可を受けた業者が行う必要がある。（株）垂水巡回衛生社は、道の駅たるみず及び道の駅たるみずはまびらが位置する垂水市から許可を受けた唯一の業者である。
以上のことから、本業務を円滑且つ的確に遂行するためには、（株）垂水巡回衛生社が唯一の契約相手と判断するものである。
このため、会計法第 29 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号により上記相手方と随意契約を行うものである。

（随意契約理由書作成者）道路管理課長